

建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領

昭和49年7月1日 訓令乙第9号

最終改正 令和3年3月1日 訓令乙第1号

(目的)

- 1 この要領は、建設工事の競争入札に参加することができる資格を有する者の格付及び建設工事の競争入札に参加させようとする者（随意契約において見積書を徴しようとする者を含む。以下同じ。）の選定等について、他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(等級の格付の基準)

- 2 等級の格付（土木一式工事及び建築一式工事についてはA、B、C及びDの4等級に、電気工事及び管工事についてはA、B及びCの3等級）は、3に定める方法により算定した総合点数に基づき、行うものとする。

ただし、土木一式工事及び建築一式工事にあつては、総合点数が格付基準を満たす者であっても、別に等級ごとに定める技術職員数の基準を満たしていない場合は、1等級下位に格付けするものとする。

(総合点数の算定方法)

- 3 総合点数の算定は、次に定める方式による。

X1、X2、Y、Z、Wは「建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成20年国土交通省告示第85号）によるものとする。

- (1) (2)から(4)までに掲げるもの以外の建設工事の総合点数

$$\text{総合点数} = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

X1：種類別年間平均完成工事高（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人（経営事項審査を受けている法人をいう。以下同じ。）の和、相続等による場合は、被承継者のもの）の評点

X2：自己資本額（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の和、相続等による場合は、被承継者のもの）及び平均利益額（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の和、相続等による場合は、被承継者のもの）の評点

Y：経営状況分析の評点（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の平均値、相続等による場合は、被承継者のもの）

Z：技術力（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の和、相続等による場合は、被承継者のもの）の評点

W：その他の審査項目の評点（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の平均値、相続等による場合は、被承継者のもの）

- (2) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

$$\text{総合点数} = (1) \text{により算出した数値} + D1 + D2 + D3 + D4 + D5 + D6 + D7 + D8 + D9 + D10 + D11 + D12 + D13 - D14$$

D1：別記D1による工事成績等による評点

D2：別記D2によるVE提案等による評点

D3：別記D3による工事表彰に関する評点

D4：別記D4によるISO9000シリーズ認証取得に関する評点

D5：別記D5による災害応急対策に関する評点

D6：別記D6による監理技術者数に関する評点

D7：別記D7による障害者雇用に関する評点

D8：別記D8による次世代育成支援に関する評点

D9：別記D9による労働災害防止に関する評点

D10：別記D10による環境負荷の軽減に関する評点

D11：別記D11による地域防災に関する評点

D12：別記D12による暴力団排除に関する評点

D13：別記D13による建設キャリアアップシステムに関する評点

D14：別記D14による参加停止措置を受けた場合の減点

(3) 共同企業体の総合点数

ア イに掲げるもの以外の建設工事の総合点数

$$\text{総合点数} = (0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W) \times 1.1$$

X1：種類別年間平均完成工事高（各構成員の和）の評点

X2：自己資本額（各構成員の和）及び平均利益額（各構成員の和）の評点

Y：経営状況分析の評点（各構成員の平均値）

Z：技術力（各構成員の和）の評点

W：その他の審査項目の評点（各構成員の平均値）

ただし、上記の10%の加算調整は、真に企業合併等に寄与すると認められる場合のみ行うものとする。

イ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

$$\text{総合点数} = \text{アにより算出した数値} + D1 + D2 + D3 - D14$$

D1：別記D1による工事成績等による評点（当該共同企業体としてのもの）

D2：別記D2によるVE提案等による評点（当該共同企業体として提案したもの）

D3：別記D3による工事表彰に関する評点（当該共同企業体として受賞したもの）

D14：別記D14による参加停止措置を受けた場合の減点（当該共同企業体としてのもの）

(4) 事業協同組合の総合評点

ア イに掲げるもの以外の建設工事の総合点数

$$\text{総合点数} = (0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W) \times 1.1$$

X1：種類別年間平均完成工事高（当該組合及び各審査対象者の和）の評点

X2：自己資本額（当該組合及び各審査対象者の和）及び平均利益額（当該組合及び各審査対象者の和）の評点

Y：経営状況分析の評点（当該組合及び各審査対象者の平均値）

Z：技術力（当該組合及び各審査対象者の和）の評点

W：その他の審査項目の評点（当該組合及び各審査対象者の平均値）

（注）審査対象者とは、事業協同組合が次に掲げる者のうちから当該組合の希望工事種別ごとに組合が指定した者をいう。

この場合において、審査対象者の数は10以内とする。

（ア）当該組合の組合員であること。

（イ）当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。

（ウ）当該希望工事種別に属する工事を施行することについて、経営事項審査の申請をしている者であること。

イ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

$$\text{総合点数} = \text{アにより算出した数値} + D1 + D2 + D3 + D4 + D5 + D6 + D7 + D8 + D9 + D10 + D11 + D12 + D13 - D14$$

D1：別記D1による工事成績等による評点（当該組合としてのもの）

D2：別記D2によるVE提案による評点（当該組合として提案したもの）

D3：別記D3による工事表彰に関する評点（当該組合として受賞したもの）

D4：別記D4によるISO9000シリーズ認証取得に関する評点（当該組合として取得したもの）

D5：別記D5による災害応急対策に関する評点（当該組合としてのもの）

D6：別記D6による監理技術者数に関する評点（当該組合としてのもの）

- D 7 : 別記D 7による障害者雇用に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 8 : 別記D 8による次世代育成支援に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 9 : 別記D 9による労働災害防止に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 1 0 : 別記D 1 0による環境負荷の軽減に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 1 1 : 別記D 1 1による地域防災に関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 1 2 : 別記D 1 2による暴力団排除に関する評点
- D 1 3 : 別記D 1 3による建設キャリアアップシステムに関する評点 (当該組合としてのもの)
- D 1 4 : 別記D 1 4による参加停止措置を受けた場合の減点 (当該組合としてのもの)

(5) 合併したときの総合点数

ア イに掲げるもの以外の建設工事の総合点数

(ア) 合併後3年未満の場合

総合点数 = (1) により算出した数値 × 1.20

(イ) 合併後3年以上5年未満の場合

総合点数 = (1) により算出した数値 × 1.15

イ 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

総合点数 = アにより算出した数値 + D 1 + D 2 + D 3 + D 4 + D 5 + D 6 + D 7 + D 8 + D 9 +
D 1 0 + D 1 1 + D 1 2 + D 1 3 - D 1 4

D 1 : 別記D 1による工事成績等による評点

D 2 : 別記D 2によるVE提案による評点

D 3 : 別記D 3による工事表彰に関する評点

D 4 : 別記D 4によるISO9000シリーズ認証取得に関する評点

D 5 : 別記D 5による災害応急対策に関する評点

D 6 : 別記D 6による監理技術者数に関する評点

D 7 : 別記D 7による障害者雇用に関する評点

D 8 : 別記D 8による次世代育成支援に関する評点

D 9 : 別記D 9による労働災害防止に関する評点

D 1 0 : 別記D 1 0による環境負荷の軽減に関する評点

D 1 1 : 別記D 1 1による地域防災に関する評点

D 1 2 : 別記D 1 2による暴力団排除に関する評点

D 1 3 : 別記D 1 3による建設キャリアアップシステムに関する評点

D 1 4 : 別記D 1 4による参加停止措置を受けた場合の減点

(入札参加資格委員会)

4 建設工事の競争入札に参加させようとする者 (以下「入札参加者」) の選定等を行うため、各部、各局、各部門、各課 (以下同じ。) 及び各出先機関に建設工事入札参加資格委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

5 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 部長 (局、部門又は課にあつては部長代理、部理事、局長若しくは課長等 (以下同じ。)、出先機関にあつては出先機関の長)
- (2) 委員 委員長が指名する部内の部長代理、部理事、局長若しくは課長等又は委員長が特に必要があると認めて指名する他部局の部長代理、部理事、局長若しくは課長等 (局、部門又は課にあつては委員長が指名する局、部門又は課の技監、課長代理若しくは班長等、出先機関にあつては委員長が指名する出先機関の次長、参事、技監又は課長等)

(会議)

- 6 委員会は、委員長が招集するものとし、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 7 委員長が長期不在等により事務を執行できない場合は、委員長は委員の中から代理を、当該建設工事を担当する課長（以下「担当課長」という。）が長期不在等により事務を執行できない場合は、委員長は担当課長の代理を指名することができる。
- 8 委員会の議事は、出席委員の全員で決定する。
- 9 委員会の会議は、公開しない。
(会議の特例)
- 10 入札参加資格の設定等に当たり、急を要すると認めるときは、5、6及び8の規定にかかわらず、担当課長の意見を聞いて決定することができる。
(指名参考意見表)
- 11 出先機関が担当する工事であって予定価格が入札執行のさい長への委任範囲をこえるものの入札参加者の選定等に当たっては、当該工事を担当する出先機関の長は、あらかじめ指名参考意見表等を提出しなければならない。
(入札参加者の選定)
- 12 土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事については、当該工事の契約予定金額の等級（競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示（昭和39年静岡県告示第220号。以下「資格を定める告示」という。）第1の4に規定する等級をいう。以下同じ。）に属する有資格者（資格を定める告示第1の1及び4の規定により当該建設工事の入札に参加することができる資格を有する者をいう。以下同じ。）で発注予定工事の契約予定金額に相応するものの中から入札参加者を選定するものとする。
- 13 建築一式工事、電気工事及び管工事については、12の有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の契約予定金額に応じ、当該等級の直近上位又は下位の等級に属する有資格者の中から入札参加者を選定することができる。
この場合において、12の規定により選定する有資格者がいないとき又は僅少であるときを除き、12の規定により選定する者を主体に選定するものとする。
- 14 資格を定める告示第1の6に該当する工事については、12及び13を適用しない。
- 15 入札参加者の選定については、有資格者の中から、特定の有資格者に偏しないように留意するとともに、誠実性、地域的条件、工事手持量、工事経歴、工事成績、技術者、経営内容、安全管理の状況、労働福祉の状況、障害者雇用の状況、次世代育成支援の状況を総合的に勘案して行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和49年7月15日から施行する。
- 2 昭和57年発生公共土木施設災害復旧工事に係る予定価格3,000万円以上5,000万円未満のものに係る入札参加者の選定は、昭和57年12月1日から昭和58年3月31日までの間、10の規定にかかわらず、当該工事を担当する出先機関の指名委員会において決定することができる。

附 則

この訓令乙は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和50年12月16日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和51年5月27日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和52年4月20日から施行し、昭和52年4月1日から運用する。

附 則

この訓令乙は、昭和52年5月16日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和53年5月31日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和54年5月31日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和55年5月31日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和56年5月8日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和56年5月30日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和57年5月31日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和58年1月6日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和58年5月6日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和58年5月31日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和60年5月31日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、昭和63年8月23日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成元年9月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成2年4月2日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成2年7月30日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成3年11月12日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この訓令乙は、平成8年8月21日から施行する。

附 則

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別記

等級別技術職員数基準

ランク	工事業種	土木一式	建築一式
	A		5人以上
B		2人以上	1人以上
C		1人以上	—
D		—	—

上表における人数は、前年の12月31日時点における1級技術職員数とする。

なお、1級技術職員とは、建設業法第15条第2号イに規定する1級国家資格を有する者又は同号ハの規定によりこれと同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者をいう。

D1 工事成績等による評点

工事成績が66点以上の工事について、それぞれの種類ごとに次の式により算定した合計点数に応じ、表1から4に掲げる工事成績等の評点

$$\text{合計点数} = \Sigma \{ (\text{工事成績} - 65) \times \text{請負代金額} / 100 \text{ 万円 (小数点以下切り捨て)} \}$$

表1

土木一式工事

合計点数				技術 評価点	合計点数				技術 評価点
79,500	以上			530	7,900	以上	8,900	未満	269
75,000	以上	79,500	未満	520	7,000	以上	7,900	未満	259
70,500	以上	75,000	未満	511	6,200	以上	7,000	未満	250
66,500	以上	70,500	未満	501	5,450	以上	6,200	未満	241
62,500	以上	66,500	未満	492	4,750	以上	5,450	未満	232
58,500	以上	62,500	未満	483	4,150	以上	4,750	未満	223
55,000	以上	58,500	未満	474	3,600	以上	4,150	未満	214
51,500	以上	55,000	未満	465	3,100	以上	3,600	未満	205
48,250	以上	51,500	未満	456	2,650	以上	3,100	未満	196
45,000	以上	48,250	未満	447	2,250	以上	2,650	未満	187
42,000	以上	45,000	未満	438	1,900	以上	2,250	未満	178
39,250	以上	42,000	未満	429	1,600	以上	1,900	未満	169
36,500	以上	39,250	未満	420	1,320	以上	1,600	未満	160
34,000	以上	36,500	未満	411	1,070	以上	1,320	未満	151

31,500	以上	34,000	未滿	402	845	以上	1,070	未滿	142
29,000	以上	31,500	未滿	393	645	以上	845	未滿	132
26,750	以上	29,000	未滿	384	495	以上	645	未滿	122
24,500	以上	26,750	未滿	374	370	以上	495	未滿	113
22,500	以上	24,500	未滿	365	270	以上	370	未滿	103
20,500	以上	22,500	未滿	355	195	以上	270	未滿	94
18,750	以上	20,500	未滿	346	135	以上	195	未滿	85
17,000	以上	18,750	未滿	336	85	以上	135	未滿	76
15,500	以上	17,000	未滿	327	50	以上	85	未滿	66
14,000	以上	15,500	未滿	318	30	以上	50	未滿	56
12,500	以上	14,000	未滿	308	15	以上	30	未滿	48
11,250	以上	12,500	未滿	298	5	以上	15	未滿	39
10,000	以上	11,250	未滿	288	1	以上	5	未滿	28
8,900	以上	10,000	未滿	278	0				0

表2

建築一式工事

合計点数				技術 評価点	合計点数				技術 評価点
42,500	以上			660	4,550	以上	5,150	未滿	343
40,000	以上	42,500	未滿	648	4,000	以上	4,550	未滿	331
37,500	以上	40,000	未滿	636	3,500	以上	4,000	未滿	318
35,000	以上	37,500	未滿	624	3,050	以上	3,500	未滿	306
32,700	以上	35,000	未滿	611	2,650	以上	3,050	未滿	293
30,500	以上	32,700	未滿	599	2,250	以上	2,650	未滿	281
28,500	以上	30,500	未滿	587	1,900	以上	2,250	未滿	268
26,600	以上	28,500	未滿	575	1,600	以上	1,900	未滿	254
24,800	以上	26,600	未滿	563	1,350	以上	1,600	未滿	241
23,100	以上	24,800	未滿	551	1,100	以上	1,350	未滿	229
21,400	以上	23,100	未滿	539	900	以上	1,100	未滿	216
19,800	以上	21,400	未滿	527	720	以上	900	未滿	203
18,300	以上	19,800	未滿	515	570	以上	720	未滿	190
16,900	以上	18,300	未滿	503	450	以上	570	未滿	177
15,600	以上	16,900	未滿	491	340	以上	450	未滿	165
14,300	以上	15,600	未滿	479	250	以上	340	未滿	152
13,100	以上	14,300	未滿	467	180	以上	250	未滿	138
12,000	以上	13,100	未滿	455	130	以上	180	未滿	125
11,000	以上	12,000	未滿	443	85	以上	130	未滿	113
10,000	以上	11,000	未滿	431	55	以上	85	未滿	100
9,000	以上	10,000	未滿	419	35	以上	55	未滿	88
8,100	以上	9,000	未滿	406	20	以上	35	未滿	76
7,300	以上	8,100	未滿	393	10	以上	20	未滿	65

6,500	以上	7,300	未滿	381	5	以上	10	未滿	52
5,800	以上	6,500	未滿	368	1	以上	5	未滿	43
5,150	以上	5,800	未滿	356	0				0

表3

電気工事

合計点数				技術 評価点	合計点数				技術 評価点
8,500	以上			500	900	以上	1,070	未滿	261
7,800	以上	8,500	未滿	487	750	以上	900	未滿	248
7,100	以上	7,800	未滿	475	620	以上	750	未滿	235
6,500	以上	7,100	未滿	462	510	以上	620	未滿	222
5,900	以上	6,500	未滿	450	420	以上	510	未滿	209
5,350	以上	5,900	未滿	437	340	以上	420	未滿	197
4,850	以上	5,350	未滿	424	270	以上	340	未滿	185
4,400	以上	4,850	未滿	412	210	以上	270	未滿	173
3,950	以上	4,400	未滿	400	160	以上	210	未滿	160
3,550	以上	3,950	未滿	387	120	以上	160	未滿	147
3,150	以上	3,550	未滿	375	85	以上	120	未滿	135
2,800	以上	3,150	未滿	362	60	以上	85	未滿	122
2,500	以上	2,800	未滿	349	40	以上	60	未滿	110
2,200	以上	2,500	未滿	337	25	以上	40	未滿	97
1,950	以上	2,200	未滿	325	15	以上	25	未滿	84
1,700	以上	1,950	未滿	313	10	以上	15	未滿	72
1,470	以上	1,700	未滿	300	5	以上	10	未滿	64
1,260	以上	1,470	未滿	287	1	以上	5	未滿	52
1,070	以上	1,260	未滿	274	0				0

表4

管工事

合計点数				技術 評価点	合計点数				技術 評価点
10,700	以上			600	1,025	以上	1,200	未滿	304
9,900	以上	10,700	未滿	587	875	以上	1,025	未滿	290
9,200	以上	9,900	未滿	574	750	以上	875	未滿	276
8,500	以上	9,200	未滿	561	625	以上	750	未滿	264
7,800	以上	8,500	未滿	548	525	以上	625	未滿	250
7,150	以上	7,800	未滿	534	435	以上	525	未滿	237
6,550	以上	7,150	未滿	520	355	以上	435	未滿	224
6,000	以上	6,550	未滿	507	285	以上	355	未滿	211
5,450	以上	6,000	未滿	493	225	以上	285	未滿	197
4,950	以上	5,450	未滿	479	175	以上	225	未滿	184
4,500	以上	4,950	未滿	466	135	以上	175	未滿	170
4,050	以上	4,500	未滿	452	100	以上	135	未滿	157
3,650	以上	4,050	未滿	438	75	以上	100	未滿	144
3,300	以上	3,650	未滿	425	55	以上	75	未滿	132
2,950	以上	3,300	未滿	412	40	以上	55	未滿	120
2,600	以上	2,950	未滿	398	25	以上	40	未滿	109

2,300	以上	2,600	未満	384	15	以上	25	未満	95
2,050	以上	2,300	未満	370	10	以上	15	未満	81
1,800	以上	2,050	未満	357	5	以上	10	未満	72
1,600	以上	1,800	未満	343	1	以上	5	未満	58
1,400	以上	1,600	未満	331	0				0
1,200	以上	1,400	未満	318					

(注) 請負代金額(最終変更後の請負代金)が1件500万円(平成28年3月31日以前にあつては250万円)以上の静岡県発注の工事について、4か年前の1月1日から前年の12月31日までの間に静岡県建設工事成績評定要領(平成28年3月31日以前については、静岡県土木工事成績評定基準、建築・設備工事成績評定基準、農林土木工事成績評定基準のいずれか)に基づき工事成績を算定した工事のうち建設事務総合システム(静岡県交通基盤部、経済産業部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部及び企業局等(いずれも旧組織含む)の発注工事)に登録された工事を対象とする。

D2 VE提案等に関する評点

前々年の1月1日から前年の12月31日までに静岡県発注の工事においてVE提案を行った建設業者に対し1工事につき10点加算する。さらに、採用された提案の場合は1工事につき15点加算する。なお加点は、最大50点とする。

D3 工事表彰による評点

入札参加資格の認定期間の前々年度及び前年度中に、静岡県交通基盤部優良建設工事等表彰、優良業務委託表彰(点検・維持管理業務部門に限る)、経済産業部優良建設工事等表彰、営繕関係優良建築・設備工事等表彰、企業局優良建設工事等表彰及びくらし・環境部(公営住宅関係)優良工事等表彰を受賞した建設業者又は受賞した技術者が所属する建設業者に対し、当該受賞の対象となった工事業種について部局長表彰は30点、交通基盤部参事(営繕担当)表彰(旧組織含む)及び所長表彰は20点を加算する。(特定建設工事共同企業体として表彰を受けた工事に対するものを含む。)

また、前年の12月31日時点において、建設マスターの所属する建設業者に対し10点、技能マスターの所属する建設業者に対し10点、優秀施工者が所属する建設業者に対し5点をそれぞれ加算する。

なお加点は、最大60点とする。

D4 ISO9000シリーズ認証取得に関する評点

前年の12月31日時点において、工事に関連し、ISO9000シリーズ認証取得業者に対し3点加算する。

D5 災害時応急対策に関する評点

前年の12月31日時点において、静岡県交通基盤部各機関と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している建設業者に対し10点加算する。

さらに、協定を締結している建設業者のうち、前年の12月31日時点において、表5に掲げる建設機械を保有(長期リース含む)する者に対し、1台につき1点加算する。なお加点は、最大10点とする。

表5

建設機械の名称	範囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン 又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
大型自動車 (大型ダンプ車)	車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で事業の種類 として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの

- D6 監理技術者数に関する評点
前年の12月31日時点において、建設業者に所属する監理技術者1人につき2点加点する。なお
加点は、最大20点とする。
- D7 障害者雇用に関する評点
前年の12月31日時点において、「障害者雇用企業登録者名簿」（静岡県経済産業部）に登録され
ている建設業者に対し10点加点する。
- D8 次世代育成支援に関する評点
前年の12月31日時点において、静岡県次世代育成支援企業認証取得業者に対し10点加点する。
- D9 労働災害防止に関する評点
前年の12月31日時点において、建設業労働災害防止協会静岡県支部への加入建設業者に対し5
点、同協会静岡県以外の支部への加入建設業者に対し3点加点する。
- D10 環境負荷の軽減に関する評点
前年の12月31日時点において、ISO14001認証取得業者に対し3点、エコアクション21認証
取得業者に対し10点加点する。ただし、ISO14001とエコアクション21の両方の認証取得業者
については3点のみ加点する。
- D11 地域防災に関する評点
前年の12月31日時点において、静岡県内市町の消防団協力事業所認定取得業者に対し10点加
点する。
- D12 暴力団排除に関する評点
「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に基づく不当要
求防止責任者の選任届を提出し、3か年前の1月1日から前年の12月31日までの間に、責任者講習
を受講した者が所属する建設業者に対し10点を加点する。
- D13 建設キャリアアップシステムに関する評点
前年の12月31日時点において、建設キャリアアップシステムの事業者登録をしている建設業者
に対し、10点加点する。

D14 参加停止措置を受けた場合の減点

前々年の1月1日から前年の12月31日までの間に、静岡県建設工事等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく参加停止措置を受けた建設業者に対し、1か月につき（1か月未満切り上げ）10点を減点する。ただし、参加停止措置を受けた原因発生日が平成25年4月1日以降の場合は、1か月につき（1か月未満切り上げ）20点を減点する。